

第60号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月17日

品川区長 濱 野 健

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

東五反田二丁目第3地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東五反田二丁目第3地区地区計画（令和2年品川区告示第407号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------

別表第2に次のように加える。

東五反田二丁目第3地区地区整備計画	A地区	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物および風営法第2条第6項から第10項までに規定する	10分の65	10分の30	10分の6	500平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	1,000平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、ひ	115メートル（地盤面からの高さ）と階段室、昇降機塔等部分および装飾等の屋上突
-------------------	-----	-------------------------------------------	--------	--------	-------	---------------------------------------	-----------------------------------------	-------------------------------------------	-----------------------------------------

	営業の用に供する建築物						さしの部分その他これらに類する建築物等の部分、公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するものおよび地盤面下の部分については、この限りでない。	出物を含む。）
B地区	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物および風営法第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供する建築物	10分の65(住宅の用途に供する部分の容積率を100分の615以上とする場合に限る。)	10分の30	10分の6	500平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	1,000平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、ひさし部分その他これらに類する建築物等の部分、公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するものおよび地盤	151メートル(地盤面からの高さとし、階段室、昇降機塔等部分および装飾等の屋上突出物を含む。)

							面下の部分については、この限りでない。		
C地区	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物および風営法第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供する建築物			10分の6	500平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	1,000平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 東五反田二丁目第3地区地区整備計画の区域となった地区について、建築物の用途、容積率等に関する制限を定める必要がある。